

平成25年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>〔自治会の取組み事例〕</p> <p>会員の多さからこれまで自治会がまとまらなことが多くありました。また、自治会では色々な事業も行ってありますが、会員から「自治会費を払っているが、会が何をやっているかわからない」と言われたりしていました。そこで、自治会員全員（世帯）に配布する自治会だよりを年4回、作成することとし、現在14号になります。会員間でメール等でやりとりをしながら原稿を作り、発行しています。</p>	<p>素晴らしい取り組みだと思います。</p> <p>原稿の作り方や、長く続けていく間でのマンネリ化など難しい問題もありますが、色々な人に参加していただいたり、新しい視点も取り入れながら続けていただければと思います。</p> <p>【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
2	<p>〔自治会の取組み事例〕</p> <p>今年、自治会の集会所が新たにできました。地下を防災倉庫とするなど、地域のために活用したいと思っています。</p>	<p>良い施設ができあがりしました。災害時の一時避難場所としての利用や、地域の活動のためにご活用いただければと思います。</p> <p>【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
3	<p>〔自治会の取組み事例〕</p> <p>加入世帯は890戸程で、地域を明るくするための行事を行っています。会では年2回のバス旅行をしたり、また「歩こう会」を半日コースで年に3回以上開催しており、平成25年7月7日の「桜区再発見ウォーキングフェスタ」にもここから38名が参加しました。盆踊りも38年続いています。</p> <p>その他、役員会を月に1回行ったり、防犯防災パトロールを通じて若い会員との交流もできています。さらに敬老会や、寿楽荘での懇親も年2回行っています。また婦人会でうどん作りを行ったり、子どもたちの太鼓なども活発に活動しています。いかにして集まり、賑やかにし、絆をつくるかが重要で、親睦の輪をどうやって広げていくかを考えながら活動しています。</p>	<p>沢山の活動をされており、他の地区の見本ともなる良い取り組みが多くあると思います。太鼓については、桜区区民ふれあいまつりにも参加いただくなど、地域に深く根付いた活動となっていることが分かります。引き続き積極的な取り組みをしていただき、人と人とのつながりを強めていただきたいと思います。</p> <p>【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
4	<p>①土合支所付近の平川戸橋歩道橋の停止線、あるいは信号機の位置が不便で危険であるので修繕いただきたく思います。</p> <p>②3月の桜区クリーン活動と、5月のごみゼロキャンペーンの実施日が大変近い。いずれかの日程をずらすこと等、ご対応いただけませんか。</p>	<p>①について</p> <p>現状を警察に申し出ていますが、なかなか対応していただけないのが実情です。なお、今一度現場を確認して、桜区役所でできる対応は施していきたいと思っています。</p> <p>【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p> <p>②について</p> <p>事業への御協力に感謝しております。3月の活動は、桜区の木でもあるサクラの開花前にまちを綺麗にする、という意味を込めて実施しているものであります。また、5月の活動については、例年5月30日の「ごみゼロの日」に近い日曜日を「さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動の日」と位置付けて、全市的に取り組んでいるものでありますので、現段階での日程変更は難しいです。ご理解くださいますようお願いいたします。【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課、環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
5	<p>①自治会の広報活動について、桜区役所からアドバイザーを出してもらったり、記事をまとめていただける人が来ていただけると助かるのですが、派遣をお願いできないでしょうか。</p> <p>②西浦和駅周辺の禁煙区域が徹底されていません。桜区役所で指導や規制などをお願いしたい。</p> <p>③桜区内を走る自転車の運転マナーが悪い。対策をお願いしたい。</p>	<p>①について</p> <p>現段階では、継続的な職員の派遣制度はございません。なお、本市では一定のテーマに沿って職員を講師として派遣する「出前講座」を行っています。自治会活動の参考になれば、ご活用いただきたく思います。【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課／桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p> <p>②について</p> <p>たばこを規制する区域は次第に広がっています。ただ、本市内すべての駅周辺で行っている、という状況ではありませんので、環境局資源循環推進部資源循環政策課にご意見があったことを伝えます。【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p> <p>③について</p> <p>自転車の利用方法については、第六期の桜区区民会議の協議テーマになっているところです。運転マナーについては、警察とも相談しながら、桜区役所としてどのような対策ができるか検討していきたいと思っています。</p> <p>【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成25年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	<p>〔自治会の取組み事例〕 年3回発行している自治会の広報紙が100号を迎えました。これを受けて広報紙をカラー化するとともに、2012年11月からホームページ（Facebook）を活用して自治会活動の周知を行っています。 ホームページを活用することにより、従来よりも、タイムリーな情報を提供するとともに、コスト削減にもつながりました。 住民からもこのような広報活動について、好評を得ています。</p>	<p>素晴らしい取り組みだと思います。 今後も、技術的な知識の共有などの課題に取り組みながら、継続的に広報活動を行い、情報発信をしていただければと思います。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
7	<p>〔自治会の取組み事例〕 地域の中から犯罪を出さないように、6年前から防犯パトロールに取り組んでいます（最近では防犯パトロール車を使用）。月に2回は深夜のパトロールも行っています。 これからもまめにパトロールを行うことによって、地域内の防犯に努めていきたいと考えております。</p>	<p>防犯活動については、桜区役所と地域が協力して行うことが大切であると考えております。特に、深夜のパトロールはご負担がかかると思いますが、今後も是非継続していただきたいと思います。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】</p>
8	<p>〔自治会の取組み事例〕 毎週土曜日に自警消防団の消防車を利用して、防犯パトロールを行っています。 また、2カ月に1回、子供会を中心にした自治会区域内全域を回るパトロールを行っています。 防犯パトロールに伴って、住民同士のあいさつの励行にも努めていきたいと考えております。</p>	<p>お話にありましたような、住民同士があいさつができるような地域づくりは、地域の方々のお力があって成り立っていくものであると考えております。今後も、桜区役所と地域の方々が続々と協働していくことが大切だと思っておりますので、よろしくお願いたします。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】</p>
9	<p>〔自治会の取組み事例〕 平成25年7月7日に開催された「桜区再発見ウォーキングフェスタ」では、大久保の大ケヤキがチェックポイントになりました。これを機に、大ケヤキを紹介するパネルを制作し、当日の説明を行いました。地域にある重要な文化財について、皆さんに理解を深めていただいたのではないかと思います。</p>	<p>当日は暑い中、沢山の方にウォーキングに参加していただきました。大久保の大ケヤキは貴重な財産であり、これを参加者に紹介する際に使われたパネルはとても有効でした。ありがとうございます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
10	<p>埼玉大学正門前の、スマートハウス脇に大久保第二分団の車庫が建設される予定と聞いております。それに伴い、使用されなくなる現在の大久保第二分団の車庫を、大久保地区の防災の拠点として借用できるよう、さいたま市への要望書を作成しているところであります。桜区の中の防災・防犯の拠点として活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>	<p>消防施設課へ確認したところ、スマートハウス脇の消防分団の車庫は今年度（平成25年度）中に建設され、既存の消防分団の車庫は平成26年度に解体予定と伺っております。その後、正式な手続きを踏まえて借用申請をすることになると思いますが、あくまで予定でありますので、はっきりとしたことは申し上げられません。 今後も随時情報提供をさせていただきます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】</p>
11	<p>荒川総合運動公園通りの駐車場が堤外工事の資材置き場になっていて、遊びに来た車両が路上駐車しています。いつ頃このような状態が解消されるのでしょうか。</p>	<p>道路の部分については、駐車禁止等の規制があれば、警察の方に対応をお願いすることもできますが、現在そのような規制はございません。 駐車場が目的以外のことで使われてふさがっていることについては、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所西浦和出張所に問合せたところ、資材については、遅くとも平成27年3月までには撤去されるとのことでした。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p>

平成25年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>〔自治会の取組み事例〕 馬頭観音等を保存する祠が、交差点を曲がる車両によって壊されてしまいました。 10年以上前に一度改修したものではありませんでしたが、これを直すため、その後「保存改修事業発起人会」を立ち上げ、専門家による講演会の開催や、寄付金の募集などを行い、平成25年2月に新たな祠が完成しました。 住民の自発的な取り組みにより、地域の結びつきが図られました。</p>	<p>文化財の保存は大変な作業であり、これに取り組まれたことを素晴らしく思います。 また専門家を呼んで知識を広めるとことや、地域の歴史を知ることが、大事なことであると思います。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
13	<p>〔自治会の取組み事例〕 地区の祭りの前夜祭が、足の踏み場もないくらい人が集まり、盛大に行われました。</p>	<p>各地区でお祭りが開催され、多くの人に参加することで、人と人とのつながりができると思います。ありがとうございます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
14	<p>〔自治会の取組み事例〕 近くにある鴨川堤桜通り公園に彼岸花が自生しています。毎年9月になると、歩道周辺に綺麗に咲き誇り、地域としても大事にしていきたいと思えます。</p>	<p>街に花と緑が増えていくことは良いことだと思います。私（桜区長）も現地を見ましたが、彼岸花の傍を歩いていると秋の訪れが感じられました。なお今後、当該場所には道路拡幅工事の予定もあり、景観が変わる可能性もありますので、ご了解ください。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p>
15	<p>油面川の水路について、3丁目の部分はバキュームで清掃してもらっているが、4丁目まではフタをしてある。 既にかかっている以外のフタ掛けは2年後に実施と聞いていますが、確実にやってもらえるのでしょうか。</p>	<p>フタのかかっている部分については、所管課の建設局南部建設事務所道路安全対策課に確認したところ、現在事前調査を行っているとのことです。清掃については、建設局南部建設事務所下水道管理課に依頼し、平成25年10月中に実施されました。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p>
16	<p>新開小学校の体育館は選挙や避難所の開設に使われます。夏には、朝はよいが、昼になると段々と蒸し暑くなってきます。避難所として使う以上、換気装置や網戸を付けるなど、通気性を高めてもらえないでしょうか。</p>	<p>自治会の皆様には、選挙の立会人等のご協力をいただき感謝申し上げます。 学校の校舎及び体育館の柱や壁など構造部の耐震化が完了しており、平成25年度からは体育館の天井材や照明など非構造部材の落下防止等の工事を順次実施しております。 御提案の換気装置や網戸の設置についての計画は現在のところございませんが、開閉し難くなった窓等については非構造部材の耐震化工事と併せて改修するなど検討してまいります。 【回答作成課：教育委員会事務局管理部学校施設課】</p>
17	<p>①民生委員の選出にあたっては、65歳まで働いている人が多く、67歳まで、という条件で選ぶのが大変な状況です。これを70歳まで、とすることはできないのでしょうか。 ②3年に1回の高齢者実態調査では、対象が65歳以上となっていますが、65歳では元気な方も多く、今後数が増えていくばかりで、民生委員の負担が増す一方です。この対象年齢を70歳からと引き上げる検討をしていただけませんか。</p>	<p>①について 年齢条件は10区全て統一されています。先日、区長会議で年齢の引き上げを提案させていただいた際には、保健福祉局福祉部福祉総務課長からは「検討する」との回答がありました。 なお、現在は満67歳から満70歳までの方については、理由書を提出することで推薦いただくことは可能です。 【回答作成課：桜区役所健康福祉部福祉課】 ②について 調査は老人福祉法により行っていますが、本懇談会で取り上げられる重み、また時代の流れも考え、保健福祉局福祉部高齢福祉課に話をさせていただきます。 なお、年齢を引き上げた場合に、調査分析に影響が出ることが懸念されます。【回答作成課：桜区役所健康福祉部高齢介護課】</p>
18	<p>自治会加入促進のパンフレットは区から自治会を通じて配布していると思いますが、自治会に加入していない人への配布はどのように行っていますか。</p>	<p>区役所や支所等の公的施設に置いているほか、転入者には転入届の際に窓口で配布をしています。今後もより多くの方が自治会に加入するような取り組みを自治会と行政とで行っていきたく思います。【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成25年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
19	自治会に入っていない人は収集所にゴミを捨てていいのですか。	本市では、新設の集合住宅にはゴミ収集所を作るよう指導しています。自治会未加入者は、地域の収集所にゴミを出してはいけないという規定はありませんが、集積所の清掃などを地域の方と同様に実施するなど、トラブルのない方法で対応していただきたいと思ひます。【回答作成課：桜区役所くらし応援室】
20	①桜区にはスポーツ振興会があるが、会議等に桜区役所の職員が参加していないのはなぜですか。 ②最近、市の事業に関して、市から直接に依頼があることが多いように思ひます。区(自治会)を通じて依頼等があるべきと思ひますが、考えを聞かせてください。	①について スポーツ振興会の催しの際私(桜区長)からあいさつはさせていただきます。その事業は、桜区役所の直接の業務とはなっていないため、現状では職員は参加していません。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】 ②について 桜区役所としては、本市からの依頼は桜区自治会連合会の理事会を通してほしい、と話をしております。今後も直接の依頼はしないよう、申し入れをしたいと思ひます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】
21	[自治会の取組み事例] 毎週金曜日小学校低学年の下校時間に、パトロールを行っていましたが、この6月から、夜間のパトロールも月1回の取組みとして始めました。これにより昼間では気づかなかった街路灯の蛍光灯切れや、灯りが必要な場所に気づくことができました。街路灯の球交換や新設も含め、桜区役所に対応していただき感謝します。	地区でのパトロールについて、いつも大変ありがたく思ひます。皆さんの普段の活動により子どもたちが安心して通学や下校することができます。また、夜のパトロールは良い取組みだと思ひます。今後も、街路灯の球切れなど、パトロールで気づかれた点がありましたら、桜区役所くらし応援室までご連絡ください。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】
22	[自治会の取組み事例] 毎週火・木・金曜日の下校時に、子どもが家に着くまで見守るパトロールを行っております。また、毎月第二木曜日の夜と第三日曜日には地域の防犯パトロールも行っております。	子どもたちを見守るパトロールの取組みについてありがたく思ひます。今後も温かい目で見守っていただきたいと思ひます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】
23	[自治会の取組み事例] 本会においても、第二及び第四週の日曜日に防犯パトロールを行っております。	地域全域で防犯パトロールをしていただき、子どもたちの安心安全を保つことができます。ありがたく思ひます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】
24	[自治会の取組み事例] 子どもを見守りたい、という思ひから、栄和小学校前の交差点に毎日立っています。また下校時も同様に見守りをしています。	子どもたちにとって身近な地域の皆さんの防犯活動はとても効果的であると思ひます。毎日続けていただき、感謝申し上げます。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】
25	地域内道路の速度規制を30kmにする「ゾーン30」は、どのような場所に表示等を行うのでしょうか。また、標識の形状はどのようなものなのでしょうか。	ゾーン30の区域に入る場所に表示をする予定です。標識は立てられる場所を選定して、立てます。現在警察が現地での調査をしています。また、立てられる標識の形状は四角です。 今後詳細が決まりましたら、桜区自治会連合会理事会等でお知らせしていきたいと思ひます。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】

平成25年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26	<p>①ゾーン30の区域への車の進入を、一時的でも禁止する規制はありますか。</p> <p>②栄和小学校のグラウンドは、風が吹くと真っ白になるくらいに土ぼこりが舞います。周辺の住宅からも苦情がでていますが、どこに伝えるべきなのでしょう。</p> <p>③市が制定した、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の強制力はどの程度ですか。</p>	<p>①について ゾーン30における車の進入禁止の規制はありませんが、「スクールゾーン」の設定で一般車を一時排除していることになりま す。これを守ってもらえれば、安全の確保ができると思います。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p> <p>②について スプリンクラーや散水栓の設置されていない学校については、校 庭改修工事に併せて整備するなど、学校の状況等を踏まえたうえ で実施の可能性について検討しておりますが、スプリンクラー設置 を伴うグラウンド改修を希望する学校が多く設置には時間がかかるも のと考えております。 栄和小学校につきましては、土埃や砂塵に対する近隣への影響 を軽減できるよう校庭の一部に防砂ネットを設置いたしました。 【回答作成課：教育委員会事務局管理部学校施設課】</p> <p>③について これまでは、所有者等に対して任意の協力依頼しかできなかった ものが、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」を根拠と した指導、勧告、命令等を行うことにより、管理不全な状態の改善 措置を求めることができるようになりました。なお、同条例には行政 代執行のような強制執行権は規定していません。 【回答作成課：環境局環境共生部環境総務課】</p>
27	<p>①桜区民まつりでの神輿パレードは平成24年で 終わりと聞きました。今後はお神輿は出さない のでしょうか。</p> <p>②これまで市報は、2世帯住宅でも1部のみ配 布されていたが、平成25年6月から2部配布さ れるようになった。何かご配慮を頂けたので すか。</p>	<p>①について 平成24年までに、桜区区民ふれあいまつりへのお神輿の出場が 桜区内の各自治会で一巡しました。当初から、一巡したら、次につ いてはそこで考えましょう、としていました。 平成25年は区制10周年記念事業として、子どもを主役にしたイベ ントとして実行委員会で内容が検討されています。 今後、桜区区民ふれあいまつりではお神輿は行わない、というこ とはありません。また、今後実行委員会で検討されますので、ご 理解いただきたいと思います。 【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p> <p>②について 市報は原則として世帯に1部ずつ配布をしています。桜区役所に お申し出をいただいた場合には、不足分の配布についての対応を しています。ご迷惑をお掛けし申し訳ありませんが、ご連絡をお願 いします。【回答作成課：桜区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
28	<p>平成24年も要望しましたが、記念総合体育館 での大きな大会や催し物の際に、桜区役所周辺 で路上駐車が多く見受けられますので、そのよ うなことがないように注意をしてください。</p>	<p>以前からお話は伺っております。桜区役所とプラザウェスト、また 記念総合体育館とで行う三者会議の際にもご要望内容の共有を 図っています。三者とも問題は認識しており、臨時の駐車場に車両 を誘導するなどの方法も行っていますが、ご要望を受け、取り組み を強化することも考えたいと思います。 【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】</p>
29	<p>道場三室線は現在も工事をしていますが、い つ頃完成するのでしょうか。当初は平成24年に 完成、と聞いていましたが、その後平成27年に 完成が延びたと聞いています。情報があれば教 えていただきたいと思います。</p>	<p>建設局南部建設事務所道路建設課へ確認したところ、平成25年 度行う工事は17号バイパスの東300mを仮設舗装していくこと、ま た日向県道よりバイパス側に向かって工事が入ると聞いていま す。【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p>
30	<p>桜堤の途中までは街路灯が設置されていま すが、ハイツの近くまで来ると設置がされていま せん。暗いので、設置されるといいのですが。</p>	<p>都市局南部都市公園管理事務所管理課にこのご要望を伝えると ともに、その結果を会長さんあてにお知らせしたいと思います。 【回答作成課：桜区役所くらし応援室】</p>

平成25年度 桜区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
31	<p>各地で水害が多発しています。地域のハザードマップを持ってはいますが、桜区役所として昨今の状況をどう見て、どんな対策を想定していますか。</p>	<p>本市では地域防災計画やハザードマップを作っておりますが、わかりやすい方向性が示されていないのが現状であります。桜区は荒川の氾濫も想定しなければいけませんが、色々難しい面も抱えていると思います。</p> <p>今現在、水害に対しては高いところに避難するしかないと思いませんし、高いマンションとの協定等も必要かもしれません。なお、周辺にスーパー堤防が整備されつつありますので、そのような施設で防いでいくしかないと考えています。</p> <p>【回答作成課：桜区役所区民生活部総務課】</p>
32	<p>平成25年9月に実施される総合防災訓練の周知のために、ポスターの掲示や市ホームページでの情報提供はされていますが、自治会でのチラシ回覧などはされるのでしょうか。</p>	<p>市広報誌の平成25年8月号に記事が掲載されます。</p> <p>桜区自治会連合会の理事会に、防災訓練開催の情報提供と、25名の応援要員の派遣を要請しました。この、訓練の要員として選出された方への詳細な通知は総務局危機管理部防災課からありますが、それ以外、例えばチラシ等の回覧での周知はありません。</p> <p>【回答作成課：総務局危機管理部防災課】</p>